

2025 年 10 月 16 日

宮城県仙台市青葉区柏木一丁目 2-40  
ブライトシティ柏木 703 号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡和弘様

## 再度のご相談申入れ

東京都渋谷区富ヶ谷 1-37-5  
株式会社白寿生科学研究所  
取締役営業本部長 白坂 嘉通



拝啓 弊社の 2025 年 7 月 14 日付け「回答書」に対し、同年 9 月 25 日付けで「ご連絡」を拝受いたしました。

「ご連絡」では、弊社の回答内容に一定のご理解を賜りましたこと、御礼申し上げます。また同時に「当面は貴社の勧誘行為に関する情報に注意を払って行く所存です。」「今後、貴社の従業員が、電位治療器の効果として認められる範囲を逸脱した勧誘を行っているとの情報が寄せられた場合には、再度の申入れや監督官庁への措置の申出など、しかるべき対応を行う方針ですので、その旨を予告しておきます。」とありました。弊社としましては右記「回答書」にありますように、法を遵守しての営業活動はもとより、業界を挙げてのコンプライアンスに取り組むことには変わりなく、万が一にも弊社及び弊社従業員によるご指摘のような勧誘行為が認められた場合には、貴法人の方針を否定するものではございません。

さて、弊社の面会ご相談申入れについては「国民生活センターからの情報については外部にお伝えできないことになっておりますし、当団体に寄せられた情報については情報提供者の特定につながる内容はお伝えできないことから、貴社の面会要請には応じることはできません。」とありました。弊社としましても貴法人からのご指摘を受け社内調査を現在も継続しておりますが、事実関係の把握に苦慮していることもあり可能な範囲での情報提供をご相談させていただいた次第です。貴法人からの 2025 年 5 月 29 日付け「申入書」にある「骨密度が高くなる」「糖尿病に効果がある」「癌が消えた」「緑内障が治った」「血液がさらさらになる」と勧誘をおこなったとされる「弊社従業員」もしくは「弊社店舗」「発生地域」「発生時期」等を特定し、必要な是正を行いたいと思慮した情報提供のご相談であり、「情報提

供者の特定」ではないことを改めて申し上げ、再度の面会ご相談を申入れいたしたく、お願いいたします。

敬具